

UR 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務(令和 8~12 年度)
掲示文兼企画提案競技説明書

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 7 年 10 月 24 日
独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一

1. 業務の概要

(1) 業務名称

UR 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和 8~12 年度）

(2) 業務の目的

UR 賃貸住宅団地のブランド価値及び社会的認知・好感の向上を図り、主に若年・子育て世帯層の入居促進に向けた効果的な広告・宣伝業務の立案及びその実施により家賃収入の最大化を目的とする。

(3) 業務内容

本業務の内容は、3 (1) に記載する業務説明書（案）のとおり。

(4) 履行期間

令和 8 年 2 月 4 日から令和 13 年 4 月 30 日まで

2. 競争参加資格

企画提案書の提出者は、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業若しくは共同企業体であること。共同企業体の場合は、(1)～(4)については構成員すべてが、(5)～(9)については共同企業体の構成員の少なくとも一者が要件を満たしていること。詳細は「企画提案競技実施の公示」の別添 1 「競争参加者の資格に関する掲示」（令和 7 年 10 月 24 日付総務部長）による。

なお、同一の者及び連結子会社が複数の者として参加表明を行うこと（単体及び共同企業体として若しくは複数の共同企業体の代表者又は構成員として参加表明すること）は不可とする。

(1) 企画提案書提出時点において、令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、当該競争参加資格を有しない場合は、参加表明書の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行った上、申請時に交付される競争参加資格申請受理票の写しを「競争参加資格の確認について」（様式 2-2）に添付して提出し、企画提案書の提出期限までに競争参加資格の認定を受けること。競争参加資格審査の申請書の提出先、提出方法は次のとおり。

提出先：

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー（受付 5 階）

独立行政法人都市再生機構 総務部会計課

電話 045-650-0189

提出方法：持参又は郵送とする（電送不可）。資格審査申請書類は下記リンクを参照すること。

- ・持参の場合はあらかじめ提出日時を上記へ連絡の上、持参すること。
- ・郵送の場合はあらかじめ郵送の旨を上記へ連絡の上、書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当しない者（※ 1）であること。
- (3) 参加表明書及び資料等の提出期限の日から覚書交換の時までの期間に、当機構から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者（※ 2）でないこと。
- (5) 自社又は共同企業体の業務拠点が関東地域、東海地域、関西地域、九州地域、北海道地域のそれぞれに存在すること。（当機構の業務体制については「業務説明書（案）」4（2）〈別表〉参照）
- (6) 令和 5 年度から令和 7 年度の間、関東・東海・関西・九州・北海道の圏域における地上波テレビ局 25 局（NTV, TBS, CX, EX, TX/YTV, MBS, KTV, ABC, TVO/CTV, CBC, THK, NBN, TVA/FBS, RKB, TNC, KBC, TVQ/STV, HBC, UHB, HTB, TVH）と、テレビCM放映枠を単年度において合計 20,000 G R P 以上確保する取引を、直接各テレビ局と行った実績があること（G R P は 15 秒換算とする。合計値は各都市圏の合計でも可とする。また、いずれか 1 局との直接取引実績の合計が 20,000 G R P 以上でも可とする。）。
- (7) 令和 5 年度から令和 7 年度の間、テレビCM の制作実績があること。（業務を一括して受託し、業務全体の統括を自ら行い、撮影や編集等を第三者に委託することで制作した経験も含む。）
- (8) 令和 5 年度から令和 7 年度の間、以下の住宅・不動産の広告媒体（テレビCM・ラジオ CM・インターネット広告・交通広告・新聞広告・モデルルーム設営業務）のいずれかの取扱実績があること。
- (9) 令和 5 年度から令和 7 年度の間、顧客対面方式の有人店舗のデザイン、改修等業務を実施した経験があること。（業務を一括して受託し、業務全体の監理等を自ら行い、事務作業や現地調査、工事施工を第三者に委託することで実施した経験も含む。）

（※ 1）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定」の内容は、以下のとおり。

第 331 条 契約担当役（分任契約担当役及び資金前渡出納員を含む。以下この編において同じ。）は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
(取引停止)

第 332 条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間、売買、貸借、請負その他の契約の相手方としない措置（以下「取引停止」という。）を行うことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不

正の行為をした者

- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても取引停止を行うことができる。
 - 3 契約担当役は、前2項の規定を適用することにより機構の業務に重大な支障を及ぼすと認められるとき
- は、理事長の承認を得てこれによらないことができる。

(※2) 「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者」については、以下のとおり。

1 「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次の場合に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかの場合に該当する者をいう。

（1）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（2）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 手続き等

(1) 業務説明書(案)の交付について

業務説明書（案）については、本業務の参加希望者に対し、下記のとおり交付する。

- ① 交付期間：令和7年10月24日（金）から令和7年11月18日（火）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- ② 交付場所：下記（3）②に同じ。
- ③ 交付方法：あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「秘密保持に関する確約書」（様式-11）を持参すること。
- ④ その他手交資料：
 - ・ 企画書作成に係る説明書
 - ・ 事業メッセージ及びステートメント記者発表資料（令和7年7月発表）
 - ・ UR住まいガイド2025 年度発行（関東版（東京23区、東京市部、千葉・茨城、神奈川、埼玉各1冊）、中部版、関西版、九州版（福岡、北九州各1冊）、北海道版）
 - ・ UR（本社及び支社等）役割分担表
 - ・ 令和6年度PRメニュー実績一覧
 - ・ インターネットによる効果測定調査報告書（令和6年度春実施）
 - ・ 入居者サマリ
 - ・ 令和8年度現代理店との契約継続業務一覧
 - ・ 「UR賃貸住宅」VIロゴマニュアル（新ロゴの取り扱いを含む）
 - ・ デザイン・コーディングガイドライン
 - ・ キャンペーンメインビジュアル（令和6年度春・令和7年度夏）
 - ・ 各種リンク（UR Corporate Profile・UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン・オウンドメディア・SNS公式アカウント）
 - ・ 新規UR賃貸住宅募集パンフレット例（東：CF諏訪 西：千里GH東町）

(2) 契約書(案)

別添2のとおり

(3) 担当部等

- ① 契約手続き及び令和7・8年度の競争参加資格関係

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー（受付5階）

独立行政法人都市再生機構本社 総務部 会計課

電話 045-650-0189

- ② 企画・業務内容関係

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 営業推進課

電話 045-650-0878

(4) 企画提案書特定までの流れ

- ① 当機構において、提出された参加表明書類について審査を行い、原則5者を企画提案書の提出者に選定する。
- ② 企画提案書の提出者に選定された者のみ、企画提案書を提出することができる。
- ③ 当機構において、提出された企画提案書について評価を行い、もっとも優れた企画提案書1件を特定する。

4. 参加表明書の提出

企画提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出すること。

（1）提出書類（別添様式参照）

- ① 参加表明書（様式-1）
- ② 参加表明に関する確認書（様式-2-1）
- ③ 競争参加資格の確認について（様式-2-2）
- ④ 業務拠点等の所在（会社概要等）（様式-3-1）
- ⑤ 業務実施体制（様式-3-2 及び3-3）
- ⑥ 受注実績（様式-4～8）
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（様式-9）

（2）参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間：令和7年10月24日（金）から令和7年11月18日（火）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- ② 提出場所：3（3）②と同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送とする。

※持参の場合はあらかじめ提出日時を上記へ連絡の上、持参すること。

※郵送の場合はあらかじめ郵送の旨を上記へ連絡の上、書留郵便により発送することとし、提出期限までに必着のこと。

（3）共同企業体による参加

共同企業体で参加する場合は、「掲示文兼企画提案競技説明書」の別添1「競争参加者の資格に関する掲示（令和7年10月24日公示）」を確認し、上記（2）の提出期間に必要書類を提出すること。

※提出場所は3（3）①と同じ。詳細は別添1資料を確認すること。

（4）企画提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
企業の実績及び能力	迅速性	（様式-3-1） 業務拠点の所在地を下記により評価する。 ① 関東地域・東海地域・関西地域・九州地域・北海道地域内のそれぞれに自社又は共同企業体の代表者（以下、「自社等」という。）の本支店・営業所等があり、かつ、東京都又は神奈川県内に自社等の本支店・営業所等がある。 ② 関東地域・東海地域・関西地域・九州地域・北海道地域内のそれぞれに自社等又は共同企業体の構成員の本支店・営業所等があり、かつ、東京都又は神奈川県内に自社等の本支店・営業所等がある。 ③ 関東地域・東海地域・関西地域・九州地域・北海道地域内のそれぞれに自社等又は共同企業体の構成員の本支店・営業所等がある。	① 5 ② 3 ③ 0

企業の実績及び能力	実施体制	(様式－3－2、3－3) 関東地域・東海地域・関西地域・九州地域・北海道地域の拠点において、業務品質確保のために必要となる体制および人員数を下記により評価する。 ① U R 本社及び上記 5 つの地域における各業務拠点及び各エリア経営部に専任の営業担当を配置し、最適なメディア戦略により業務を実施することのできる体制がある。(兼務不可) ② U R 本社及び上記 5 つの地域における各業務拠点及び各エリア経営部に営業担当を配置し、最適なメディア戦略により業務を実施することのできる体制がある。 ③ 上記①・②以外	① 5 ② 3 ③ 0
		(様式－4) 令和 5 年度から令和 7 年度までにおける住宅・不動産の単年度あたりの広告取扱額を下記により評価する。(取扱額が最高の年度で評価する。) ① 40 億円以上 ② 20 億円以上 40 億円未満 ③ 20 億円未満	① 5 ② 3 ③ 0
	専門技術力	(様式－5) 令和 5 年度から令和 7 年度までにおける単年度あたりの地上波テレビ局 25 局と、テレビ CM 放映枠の直接取扱実績を下記により評価する。(取扱額が最高の年度で評価する。) ① 取扱い総額の実績が 25 万 G R P 以上 ② 取扱い総額の実績が 5 万 G R P 以上 25 万 G R P 未満 ③ 取扱い総額の実績が 2 万 G R P 以上 5 万 G R P 未満	① 5 ② 3 ③ 0
		(様式－6) 令和 5 年度から令和 7 年度までにおける住宅・不動産のテレビ CM の制作実績の合計を下記により評価する。 (同一パターンで秒数違いのものは 1 本とする。WE B 動画は含まない。) ① 10 本以上 ② 1 本以上 10 本未満 ③ 0 本 なお、0 本の場合は、住宅・不動産以外のテレビ CM の制作実績を様式 6 に上限 5 本記載すること。	① 5 ② 3 ③ 0

企業の実績及び能力	専門技術力	(様式－7) 令和5年度から令和7年度までにおける住宅・不動産の広告媒体取扱実績を下記により評価する。 ① 住宅・不動産の広告のうち、 <u>賃貸住宅の広告</u> 取扱媒体において、下記全ての種類の実績がある。 ② 住宅・不動産の広告のうち、 <u>賃貸住宅の広告</u> 取扱媒体において、下記2～5種類の実績がある。 ③ その他住宅・不動産の広告取扱媒体において、下記1種類の実績がある。 媒体種類：テレビCM・ラジオCM・インターネット広告・交通広告・新聞広告・モデルルーム設営業務	① 5 ② 3 ③ 0
		(様式－8) 令和5年度から令和7年度までにおける単年度あたりで受注し、完了した顧客対面方式の有人店舗のデザイン、改修工事等実施経験を下記により評価する。(取扱数が最高の年度で評価する。) (業務を一括して受託し、業務全体の監理等を自ら行い、事務作業や現地調査、工事施工を第三者に委託することで実施した経験も含む。) ① 10店舗以上 ② 5店舗以上10店舗未満 ③ 1店舗以上5店舗未満	① 5 ② 3 ③ 0
	ワークライフバランス推進	(様式－9) 次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等 ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業） ① いずれか認定を受けている ② いずれの認定も受けていない	① 3 ② 0
評価点合計		38	

※1 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

※2 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(5) 選定・非選定通知

- ① 当機構において、提出された参加表明書類について審査を行い、資格を満たしかつ評価の合計点が高いものから順に原則 5 者を選定し、参加表明者が 5 者以下の場合は参加資格を満たす全ての参加表明者を選定する。なお、評価点が同点の場合は、(4) に定める「専門技術力：成果の確実性①～⑤」の合計点が高い方を優先とする。この合計点も同点の場合は、当機構内で協議の上で選定するものとする。
- ② 企画提案書の提出者に選定された者については、令和 7 年 12 月 4 日（木）までに郵送または電送により発送する書面にて通知する。また、選定されなかったものに対しても、その旨を書面で通知する。
- ③ 上記②の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式自由）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）することにより、総務部長に対し非選定理由について説明を求めることができる。非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - イ 受付場所：3 (3)②に同じ。
 - ロ 受付時間：説明を求めることができる最終日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く。）。
- ④ 上記③の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

5. 企画提案書の特定

(1) 企画提案書の特定までの流れ

当機構において、提出された企画提案書について評価を行い、もっとも優れた企画提案書 1 件を特定する。

(2) 基本事項

① 企画提案書の無効

当企画提案は、「UR 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和 8～12 年度）」における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 概算費用

別途、手交資料による。

ただし、この金額はあくまで企画提案の目安となる予算規模であり、企画提案書特定者に対し上記予算での発注を確約するものではない。また、社会情勢の急激な変化、天災地変等著しい事情の変更により、発注方針変更の可能性がある。

（※令和 8 年度に現代理店と契約を継続する業務については、手交資料を確認すること。）

概算見積において見積額が概算費用を超過する場合又は提案内容に対して見積が不適切な場合には、企画提案書は特定しない。

(3) 提出書類

① 様式-12 企画提案書頭紙 及び 企画提案書

様式-12 を 1 部と「企画書作成に係る説明書」に示す企画提案書を 15 部提出すること。下記（6）の特定基準について、①中長期ブランドプロモーション（A4 版 20 枚以内）②認知好感形成プロモーション（A4 版 10 枚以内）③入居促進プロモーション（A4 版

10枚以内) ④効果検証 (A4版5枚以内) を提出すること。

※両面可、A4版資料は、文字10ポイント以上

※A4ファイル等を利用して各部はさみこみ、提出すること。

※企画提案書の枚数に表表紙及び裏表紙は含めないこと。(表裏表紙以外の目次や小見出しタイトルページ等は枚数に含むものとする。)

※プレゼンテーションに際しては、プロジェクターによる投影を必須とし、投影するデータを格納したPCは持参すること。原則、提出した企画提案書を投影するものとするが、提出した資料に使用されている文字や図版を大きく見せる、動画にする等のプレゼンテーション上の工夫は可とする。(提出した企画提案書に記載していない文字や図版の投影は不可)

※上記以外のサイズ(異なるサイズの折込みを含む)の資料や別添参考資料の提出及びプレゼンテーション時のビジュアル等を拡大した説明用の大きなパネルの持ち込みは不可とする。

② 様式-13~17 價格競争力

テレビCM(地上波及びBS)、ラジオ広告、交通広告、インターネット広告、新聞折込チラシ、のそれぞれの条件に係る割引率を記載して提出すること。

③ 様式-18 参考見積書

5 (2) ②を参考に、令和8年度及び令和12年度についての本業務にかかる参考見積(A4版片面、各年度最大2枚))を提出すること。

※項目別明細(業務内容に即した内訳を記載)、消費税、合計金額を明記

(4) 企画提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間: 令和7年12月4日(木)から令和7年12月26日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 提出場所: 3(3)②の提出場所に同じ。

③ 提出方法: あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5) 企画提案書に係るプレゼンテーションの実施

① 実施場所: 3(3)②に同じ。

② 実施日時: 令和8年1月14日(水)(予定)の中で各者60分
(説明45分、質疑応答15分)

※各者への割当時間は、4(5)②の選定通知時に当機構より連絡する。

※企画提案書提出者のプレゼンテーションの順番については、企画提案書を提出する際に実施するくじ引きにより決定する(くじ引きの順番については、企画提案書提出者が企画提案書を提出する順とする。)。

(6) 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の評価項目、評価の着目点ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
① プロ モー シラ ヨン ンド	履行期間の5年度(令和8~12年度)それぞれにおけるUR賃貸住宅ブランド価値向上のための方針が適切に立案できている場合、また、令和12年度の方針が令和13年度以降も見据えた中長期のブランド方針となっている場合には優位に評価する。 また提案の中には、以下の3点を含めること。 I.UR都市機構が行なっている都市再生事業や災害対応支援事業等他部門の幅広い事業特性を生かしたUR賃貸住宅ブランド価値向上策	30

	II. U R 賃貸住宅の新事業メッセージ「ゆるやかに、くらしつながる。」及びメッセージに込めた想いを言語化したステートメントが拡散・浸透する U R 賃貸住宅ブランド価値向上策 III. 団地再生事業や地域医療福祉拠点化事業等、団地の特性に応じた賃貸住宅の提供だけではない団地全体の取り組みを生かした U R 賃貸住宅ブランド価値向上策	
② プロモーション 認知好感形成	中長期ブランド方針を踏まえ、履行期間初年度（令和 8 年度）及び最終年度（令和 12 年度）の、賃貸住宅市場における U R 賃貸住宅ブランドの位置づけを的確に見通し、適切なメディア戦略（ペイドメディア、オウンドメディア、アーンドメディア、シェアードメディアの最適な予算配分を含む）による社会的認知及び好感の向上のための方策が明確である場合、また、全国の入居促進支援（主に若年・子育て世帯層）にも有効である場合には優位に評価する。 また提案の中には、以下の 1 点を含めること。 I. 特にアーンドメディア、シェアードメディアの具体的な戦略と発信量拡大が実現した類似事例の明示	25
③ プロモーション 入居促進	中長期ブランド方針を踏まえ、履行期間初年度（令和 8 年度）及び最終年度（令和 12 年度）の、年度通期での各営業店舗のエリア性や商品特性を的確に捉えた入居促進プロモーション方策に加え、入居促進キャンペーン期のプロモーション方策が具体的に示されている場合、また、②認知好感形成プロモーションと連動し、かつブランド価値を担保した入居促進プロモーションの方策が示されている場合には優位に評価する。	25
④ 効果検証	U R 賃貸住宅のプロモーションに対して、P D C A サイクルに基づいた効果検証を実施するものとし、その実施内容がより高い効果につながっていくと思われる場合に優位に評価する。	10
価格競争力	(様式-13~17) ① 様式 13 に記載する地上波テレビ局 25 局（関東、東海、関西、九州、北海道地域）及び B S テレビ局のテレビ CM 放映単価の割引率が高い場合に優位に評価する。 ② 様式 14 に記載するラジオ広告の割引率が高い場合に優位に評価する。 ③ 様式 15 に記載するインターネット広告の割引率が高い場合に優位に評価する。 ④ 様式 16 に記載する交通広告の割引率が高い場合に優位に評価する。 ⑤ 様式 17 に記載する新聞折込チラシの折込単価割引率が高い場合に優位に評価する。	10
業務コストの妥当性	(様式-18) 企画提案競技説明書 5(3)③に記載する参考見積を提出する。 提示した概算費用を超過している場合又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。	数値化しない
評価点合計		100

(7) 特定・非特定通知

- ① 企画提案書の選考は、提出された企画提案書について書類選考を実施する。
審査は、上記（6）の企画提案書を特定するための基準に基づき、委員長及び委員により採点を行い、評価の合計点が最上位である委員の数が最も多い者を 1 者特定する。
最上位である委員の数が最も多い者が複数いた場合には、最上位である委員の数が最も

多い者のうち、全ての委員の審査評価の合計点が最も高い者を1者特定する。

全ての委員の審査評価の合計点が最も高い者が複数者いた場合には、委員長及び委員にて協議の上、委員長が1者を特定する。

なお、企画提案書を特定した者には、令和8年2月3日（火）までに当機構から書面により通知する。また、提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を当機構から書面にて通知する。

- ② 上記①の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。以下同じ。）以内に、書面（様式自由）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）することにより、当機構に対して非特定理由について説明を求めることができる。

イ 受付場所：3(3)②と同じ。

ロ 受付時間：説明を求めることができる最終日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

- ③ 当機構は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6. 企画提案競技説明書に対する質問及び回答

業務説明書（案）の内容についての質問がある場合は、以下に従い行うこと。

- (1) 当該業務に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式-10）により提出すること。

- ① 提出期間：令和7年10月24日（金）から令和7年11月18日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
② 提出場所：3(3)②と同じ。
③ 提出方法：持参又は郵送により提出するものとする。

- (2) 上記の質問に対する回答書は、以下のとおり実施する。

- ① 回答期日：令和7年12月4日（木）
② 回答方法：4(5)②の選定・非選定通知と合わせて書面にて回答する。

7. その他の留意事項

- (1) 参加表明書提出時点において令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において役務提供の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、参加表明書提出期限までに競争参加資格の申請を行い、企画提案書の提出時点または提出期限までにおいて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出された企画提案書の内容について、詳細の説明を求める場合がある。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書資料を追加で提出することも原則認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 特定通知を受けた者が参加辞退する場合は、不誠実な行為とみなすことがある。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は原則返却しない（ただし、再公募となった場合は

返却する。)。また、提出された参加表明書及び企画提案書は、本来の目的以外に無断で使用しない。

- (9) 特定された者とは、別添2「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～~~12~~年度）に関する覚書」（以下「覚書」という。）を交換し、個別の広告業務毎に別添3「広告契約書（案）」、もしくは、所定の標準契約書※を取り交わす。なお、請負契約に基づく請負代金の支払いについては、原則として、各業務の完了後に行われるものとする。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（別添4）及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別添5）を同日付で締結するものとする。なお、覚書交換までの間に当機構の事情により、当該業務に係る覚書交換が延期又は中止される場合があることを予め了承するものとする。

※標準契約書様式は下記リンクを参照すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

- (10) 最終的に実施される内容は、特定された企画提案内容を参考に、当機構の経験等も踏まえ、当機構により決定される。最終決定した仕様に対し、特定された者は見積書を提出し、当機構がそれを妥当と判断した場合に契約が可能となる。

- (11) 覚書に記載する実施期間において、企画提案時に割引率を提案した事項については契約締結の際に提出する見積書に、原則、提案割引率以上を適用すること。

- (12) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

- (13) 企画提案書の特定後の業務の実施に当たっては、業務の主たる部分（全体を統括・調整する業務に該当する業務）についての再委託は認めない。また、再委託の必要が生じた場合は、企画提案書特定者自らが実施する業務の範囲を書面で提出するものとする。ただし、広告宣伝等業務の慣習上、企画提案書特定者が自ら行わないことが想定される業務（媒体制作、媒体掲出、ポスティングやイベント開催等の業務等）については、再委託の申請は要しない。なお、軽微なものについても再委託の申請を要しない。

- (14) 特定された者は、業務の実施に当たっては、宅地建物取引業法、景品表示法等法令及び不動産の公正競争規約等ルールを遵守するための体制を構築すること。

例) おとり広告の禁止（SNSを含めたインターネット上の広告を含む。）

- (15) 採用する企画提案の実施業務及び成果品に係る一切の著作権及び版権は、原則として当機構に帰属するものとし、協議が必要な場合はあらかじめ申し出るものとする。業務の履行の過程において派生的に生じた著作権についても、当機構に帰属するものとする。また、特定された者は、当機構又は当機構が指定する第三者に対し、本業務における著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

- (16) その他、企画提案内容の実施に必要となる法令上の資格・認定等を具備していること。

- (17) 契約締結後、業務を進めるにあたっては、特定された者は当機構の指示者と十分な打合せを行うこと。

- (18) 業務遂行にあたり、機構の指定する基準等を遵守すること。

- (19) この企画提案により得た当機構の情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

- (20) 以下の条件のいずれかに該当するものは失格とする。

(ア)企画提案書提出者に要求される参加資格を満たさないもの。

(イ)提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。

(ウ)作成方法に指定する様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(エ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ア)虚偽の内容が記載されているもの。

(2 1) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、御理解とご協力を願いしたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかからず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表することがある。

(オ)公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等とあわせ、次に掲げる情報を公表する。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高

- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は、3分の2以上

- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供する情報

- イ 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

(2 2) 契約書作成の要否 要

(2 3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)②による

(2 4) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

以上

競争参加者の資格に関する掲示

UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示します。

令和7年10月24日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一

1 業務の概要

(1) 件名

UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）

(2) 業務の目的

UR賃貸住宅団地のブランド価値及び社会的認知・好感の向上を図り、主に若年・子育て世帯層の入居促進に向けた効果的な広告・宣伝業務の立案及びその実施により家賃収入の最大化を目的とする。

(3) 履行期間

令和8年2月4日から令和13年4月30日まで

2 申請の時期

令和7年10月24日から令和7年11月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、令和7年10月24日からUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）において共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。当機構ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書にUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）共同企業体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び構成者から代表者への委任状（別紙3）を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

独立行政法人都市再生機構総務部会計課

電話：045-650-0189

4 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
- ② 当機構から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中で

ないこと。

③ 上記の他、詳細は掲示文兼企画提案競技説明書による。

(2) 業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）共同企業体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体の協定書

共同企業体の協定書が、別紙1に示す「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）共同企業体協定書」によるものであること。

5 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、特定通知日までに4(1)①の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同企業体の名称は「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）○○・△△共同企業体」とする。

また当該業務に係る特定手続に参加するためには、企画提案書の提出の時において、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、企画提案書の提出者として選定されていなければならない。

以上

別紙1

UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）
共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）が調達するUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）
- 二 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）

○○・△△共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、令和〇年〇月〇日に成立し、履行期限終了までの間は、次条に掲げる構成員の一方が営業の廃止等により存続できなくなった場合を除き、解散することはできない。

- 2 当業務を受注できなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、発注者と他者によりUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地 ○○株式会社
△△県△△市△△町△△番地 △△株式会社

（代表者の名称）

第6条 当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当共同体の代表者は、当業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、第1条の業務実施の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の当業務の分担は、次のとおりとする。

- (1) ブランド構築及びブランド価値の向上に資する業務
- (2) 社会的認知及び好感形成に資するプロモーションの企画・実施
- (3) (2)と連動したセールス入居促進に資するプロモーションの企画・実施
- (4) UR賃貸住宅団地ホームページの運用
- (5) 効果測定
- (6) 営業店舗の設計等業務
- (7) 営業店舗において使用する入居促進ツール等の制作業務
- (8) 新規UR賃貸住宅団地入居促進に資するプロモーション等の実施

本社	○○株式会社
東日本賃貸住宅本部（北海道地域）	△△株式会社
東日本賃貸住宅本部（北海道地域以外）	××株式会社
中部支社	□□株式会社
西日本支社	◇◇株式会社
九州支社	☆☆株式会社

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、第1条に定める業務の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、○○銀行、△△銀行、××銀行、□□銀行、◇◇銀行、☆☆銀行とし、代表者又は各構成員の代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が第1条に定める業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帶して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後1年以内において、当業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり当業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　　月　　日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

競争参加資格審査申請書

貴本部等で行われる「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(会社名)

- 競争参加資格の登録番号（）
 申請中に基づき申請時の受付印が押された「受理票の写し」

(会社名)

- 競争参加資格の登録番号（）
 申請中に基づき申請時の受付印が押された「受理票の写し」

(会社名)

- 競争参加資格の登録番号（）
 申請中に基づき申請時の受付印が押された「受理票の写し」

年　月　日

独立行政法人都市再生機構　総務部長 殿

共同体名

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者 氏名 印
担当者 氏名

電 話

F A X

(構成員) 住 所

商号又は名称

印

代表者 氏名

(構成員) 住 所

商号又は名称

印

代表者 氏名

印

委任状

年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

(共同企業体の名称) ○○○○共同企業体

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

印

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）」について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所

共同企業体代表 商号又は名称

代表者氏名

印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上

覚書

- 1 業務名称 U R 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）
- 2 実施期間 令和8年2月4日から令和13年4月30日まで

発注者 独立行政法人都市再生機構と受注者●●とは、受注者を業務実施者として特定した上記業務について、次のとおり覚書を交換する。

この覚書交換の証として、本書●通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月4日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住 所
氏 名

※受注者が共同企業体となる場合は、
代表者及び構成員全ての社連名にて締結

(総則)

第1条 受注者は、この覚書、別紙仕様書並びに受注者の提出した参加表明書及び企画提案書に基づき、業務を円滑に行うこととする。

(企画提案)

第2条 受注者は、別紙仕様書、発注者の指示する条件及び受注者の企画提案書等に基づいて、令和13年4月30日までの間、必要な都度、発注者に広告宣伝等業務に係る企画提案を行うものとする。

2 発注者は、前項の規定により提出された企画提案について確認を行い、その採否を決定するものとする。この場合において、発注者は、当該採否の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務請負契約等の締結)

第3条 発注者及び受注者は、前条の規定により企画提案を採用することとしたときは、見積書に記載された金額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって、所定の契約書等により、請負契約等を締結するものとする。

2 発注者及び受注者は、別途通知する発注者の事務所の長等をもって前項の請負契約等を受注者と締結することがあることを了解するものとする。

3 発注者及び受注者は、前項の規定において、受注者が共同企業体である場合には、別途通知する発注者の事務所の長等をもって共同企業体の構成員のうち1者と請負契約等を締結することがあることを了解するものとする。

(その他)

第4条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以 上

広告契約書

- 1 契約の名称
 2 仕 様 別添仕様書のとおり。
 3 履行期間 年 月 日から年 月 日まで
 4 契約金額 金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

上記の広告について、発注者と受注者は、次の条項によってこの請負契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	住 所	印
	氏 名	
受注者	住 所	印
	氏 名	

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の広告業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に掲出等を行い、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額及び履行期間については、「頭書の」を省略する。）。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(仕様書等の変更)

- 第4条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更

することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の変更)

第6条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に広告の掲出等を開始又は完了することができないときは、その理由を明示した書面により当該履行期限の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、広告の掲出等が完了したときは、遅滞なく、その旨を完了届及び完了を証する資料の提出をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、第1項の業務の完了前に、契約担当役が任命した検査員をして必要な検査を行うことができる。

4 前2項の検査を受けるため通常必要な経費及び広告の変質、変形、消耗、損傷等の予防又は修補にかかる費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

5 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

6 受注者は、業務が第2項又は第3項の検査に合格しないときは遅滞なく補修、訂正、取替え等適切な措置を行い、発注者の検査を受けるものとする。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第9条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引

渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができます。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして

- も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 十 第18条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除権）
- 第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （受注者の催告によらない解除権）
- 第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第4条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第5条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第17条 第15条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （発注者の損害賠償請求等）
- 第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の

賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第18条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件

について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第20条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第5項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第23条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結したUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書により締結する各廣告契約等（以下「各契約等」という。）に関し、受注者が、各契約等に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 発注者の経営情報
- 四 その他、通常公表されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託

(他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（事故等の報告）

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所
氏名 印

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

- ① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。
- ② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づ

き、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

※必要に応じ記載

株式会社＊＊＊＊＊

代表取締役 ＊＊＊＊印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）

1 取扱責任者及び取扱者

	部署 役職	氏名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取扱者	○○部△△課 係長		* * * 地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		* * * 地区に係る～～～
	○○部△△課		* * * 地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

　担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1　：

　連絡先（電話番号）2　：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役 ＊＊＊ 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：
連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以上

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に 係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施してい る。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及び損の防止その 他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてい る。		
《個人情報等の保管状況》		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、 ① 受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場 所に施錠して保管している。 ② データを保存する P C 及び通信端末や U S B メモ リ、外付けハードディスクドライブ、 C D - R 、 D V D - R 等の記録機能を有する機器・媒体、又はフ ァイルについては、暗号化及びパスワードを設定し ている。 ③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としてい る。 ④ ②に記載する P C 及び機器・媒体については、受注 者が支給及び管理しており、私物の使用はしていな い。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の 事務所から送付又は持出しをしていない。 ② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管して いる。 ③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入 文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
F A X については、原則として禁止しており、やむ を得ず F A X 送信する場合は、次の手順を厳守して いる。 ④ <ul style="list-style-type: none"> ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認 		

確認内容	確認結果	備考
eメール等について、個人情報等は、メールの本文 ⑤ 中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
1回の送信において送信先が複数ある場合には、他 ⑦ 者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		

確認内容	確認結果	備考
電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス ③ 等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
個人情報等が含まれたメール（添付されたファイル ④ を含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものが無い	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結したUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書により締結する各広告契約等（以下「各契約等」という。）に関し、受注者が、各契約等に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
 氏名 独立行政法人都市再生機構
 総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所
 氏名 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を探るとともに、親展で送付する。
 - ・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

参加表明提出書類一覧

(法人等名称)

- 1 下表は、企画提案書提出者選定に際し、必要となる書類一覧です。参加表明書提出前にこの一覧表により、提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、参加表明書提出時にご提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

競争参加表明書提出時に必要となる書類（提出期限：令和7年11月18日）				機構使用欄
項目番号	書類名称	様式番号	備考	
1	参加表明書	1		
2	参加表明書に関する確認書	2-1		
3	競争参加資格の確認について	2-2	様式に「登録番号」を記載または申請時の受付印が押された「受理票」の写しを添付すること。	
4	業務拠点等の所在 <会社概要等>	3-1	業務拠点の所在地を記載するとともに、企業概要がわかる最新の会社概要パンフレット等を1部添付すること。	
5	業務実施体制	3-2 3-3	関東地域・東海地域・関西地域・九州地域・北海道地域の拠点において、業務品質確保のために必要となる体制および人員数を記載。	
6	成果の確実性① <主な業務実績>	4	令和5年度から令和7年度までにおける住宅・不動産の単年度あたりの広告取扱額を記載。	
7	成果の確実性② <テレビCM実績>	5	令和5年度から令和7年度までにおける単年度あたりの地上波テレビ局25局と、テレビCM放映枠の直接取扱実績を記載。	
8	成果の確実性③ <テレビCM制作実績>	6	令和5年度から令和7年度までにおける住宅・不動産のテレビCMの制作実績の合計を記載。	
9	成果の確実性④ <主な広告媒体実績>	7	令和5年度から令和7年度までにおける住宅・不動産の広告媒体取扱実績を記載。	
10	成果の確実性⑤<店舗デザインおよび改修実績>	8	令和5年度から令和7年度までにおける単年度あたりで受注し、完了した顧客対面方式の有人店舗のデザイン、改修工事等実施経験を記載。	

11	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況	9	該当するものに○を付け、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。	
12	質問書	10	提出は任意。	
その他提出を求められる書類（提出期間：令和7年10月24日から令和7年11月18日）				
13	秘密保持に関する確約書	11	業務説明書（案）の交付時に提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

企画提案競技説明書等に様式が添付されている場合は、当該添付様式を使用すること。
また、添付様式を改めて作成する場合は、記載の字句等について省略・変更等しないこと。

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

提出者) 住所
商号又は名称
代表者氏名 印※1

令和7年10月24日付で手続開始の公示がありました「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）」に係る企画提案競技への参加に関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※3 連絡先（メールアドレス）1：

連絡先（メールアドレス）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※3 連絡先は、本件責任者及び担当者の電子メールアドレスを記載。本件責任者及び担当者が固有のメールアドレスを使用していない場合は、会社（部署等）の電子メールアドレスでも可。

以上

参加表明書に関する確認書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印※1

令和7年10月24日付で手続開始の公示がありましたUR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）の参加表明に際して、次の事項について回答いたします。

なお、当社といたしましては、この記載が事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、虚偽の記載があった場合は、本申込が無効となること及び以後の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

【確認事項（YESまたはNOに○を付ける）】

(1) 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者又は資格を申請中の者であること。

YES・NO

(2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でない。

YES・NO

(3) 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でない。

YES・NO

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でない。

YES・NO

(5) 自社又は共同企業体の業務拠点が関東地域、東海地域、関西地域、九州地域、北海道地域のそれぞれに存在すること。

Y E S • N O

(6) 令和5年度から令和7年度の間、関東・東海・関西・九州・北海道の圏域における地上波テレビ局25局（NTV, TBS, CX, EX, TX/YTV, MBS, KTV, ABC, TVO/CTV, CBC, THK, NBN, TVA/FBS, RKB, TNC, KBC, TVQ/STV, HBC, UHB, HTB, TVH）と、テレビCM放映枠を単年度において合計20,000GRP以上確保する取引を、直接各テレビ局と行った実績があること（GRPは15秒換算とする。合計値は各都市圏の合計でも可とする。また、いずれか1局との直接取引実績の合計が20,000GRP以上でも可とする。）。

Y E S • N O

(7) 令和5年度から令和7年度の間、テレビCMの制作実績があること。（業務を一括して受託し、業務全体の統括を自ら行い、撮影や編集等を第三者に委託することで制作した経験も含む。）

Y E S • N O

(8) 令和5年度から令和7年度の間、住宅・不動産の広告媒体（テレビCM・ラジオCM・インターネット広告・交通広告・新聞広告・モデルルーム設営業務）のいずれかの取扱実績があること。

Y E S • N O

(9) 令和5年度から令和7年度の間、顧客対面方式の有人店舗のデザイン、改修等業務を実施した経験があること。（業務を一括して受託し、業務全体の監理等を自ら行い、事務作業や現地調査、工事施工を第三者に委託することで実施した経験も含む。）

Y E S • N O

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※3 連絡先（メールアドレス）1：

連絡先（メールアドレス）2：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。
- ※3 連絡先は、本件責任者及び担当者の電子メールアドレスを記載。本件責任者及び担当者が固有のメールアドレスを使用していない場合は、会社（部署等）の電子メールアドレスでも可。

以上

令和 年 月 日

会社名 _____

競争参加資格の確認について

令和7年10月24日付けで手続開始の掲示がありました「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）」への入札について、競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、企画提案書提出時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であることを、下記のとおり証明いたします。

記

1 証明方法

- () 認定済みの登録番号 ※1
() 申請中に基づき、申請時の受付印が押された「受理票」の写し ※2
※いずれかに○

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以上

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ
<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ企画提案書提出時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、

申請時の受付印が押された「受理票」の写しを、本様式と合わせてご提出ください。

(参考) 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ>入札・契約情報>競争参加資格（申請・変更）
<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

(様式－3－1)

業務拠点等の所在（会社概要等）

商号又は名称、代表者名（※1）		
令和7・8年度独立行政法人都市 再生機構東日本地区物品購入等の 契約に係る競争参加資格登録番号 (もしくは、受理票の写しを添付する こと（※2）)		登録番号：
本店	所在地	
	電話番号	
本業務を行 う主たる業 務拠点 <関東>	業務拠点の名称	
	所在地	
	電話番号	
	役職名 代表者氏名	
	統括営業担当	
本業務を行 う業務拠点 <東海>	業務拠点の名称	
	所在地	
	電話番号	
	役職名 代表者氏名	
	統括営業担当	

本業務を行 う業務拠点 <関西>	業務拠点の名称	
	所在地	
	電話番号	
	役職名 代表者氏名	
	統括営業担当	
本業務を行 う業務拠点 <九州>	業務拠点の名称	
	所在地	
	電話番号	
	役職名 代表者氏名	
	統括営業担当	
本業務を行 う業務拠点 <北海道>	業務拠点の名称	
	所在地	
	電話番号	
	役職名 代表者氏名	
	統括営業担当	

※1 企業概要がわかる最新の会社概要パンフレット等を1部、又は各社分添付すること。

※2 UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）企画提案競技説明書2(1)により競争参加資格審査の申請中の者にあっては、受理票の写しを添付すること。

※3 共同企業体の場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。また、業務拠点名称に会社名及び代表者氏名等を記載すること。

※4 本様式の枠が不足する場合は、適宜加筆すること。

(様式-3-2)

・業務実施体制（UR本社に対して）

営業担当者・ブランド担当・マーケティング担当・インターネット担当者・メディア担当・デザイン担当者・上記担当者の業務実績及び業務体制（共同企業体、協力会社含む）

業務拠点：

※1 UR本社を担当する者及びUR各業務拠点及び各エリア経営部を担当する者は、連携の上、双方のプロモーション内容についても把握できる体制とし、双方の発注者側担当課に対して適宜情報共有できる体制とすること

※2 本様式は適宜変更可

(様式－3－3)

・業務実施体制（各業務拠点及び各エリア経営部）

営業担当・セールスプロモーション担当・デザイン担当・現地設営担当（一部の支社における法人・
宅建営業課担当）上記担当者の業務実績及び業務体制（共同企業体、協力会社含む）
全国及びセールスプロモーションの連携及び情報共有についての体制

業務拠点：

※1 各業務拠点ごとに作成すること。

※2 UR本社を担当する者及びUR各業務拠点及び各エリア経営部を担当する者は、連
携の上、双方のプロモーション内容についても把握できる体制とし、双方の発注者
側担当課に対して適宜情報共有できる体制とすること

※3 本様式は適宜変更可

(様式－4)

成果の確実性① <主な業務実績>

実施時期 (年度)	契約先	主な媒体・業務内容	金額（百万円）

※1 5件まで記載すること。6件以上ある場合は本様式をコピー等して作成すること。

※2 具体の事例を画像などで端的に示す資料を添付すること。

※3 令和5年度～7年度10月24日までの広告取扱額を対象とし、見込み額は含めないこと。

(様式－5)

成果の確実性② <テレビCM実績>

令和5年度から令和7年度までにおける単年度あたりの地上波テレビ局25局と、テレビCM放映枠の直接取扱実績。

実施時期	契約先	業種	G R P	金額（百万円）

※1 10件あたり本様式1枚とし、11件以上ある場合は本様式をコピー等して作成すること。

※2 具体的な数値の記載が困難な場合は、(○○GRP以上)という記載も可とする。

※3 令和5年度～7年度10月24日までの取扱実績を対象とし、見込み値は含めないこと。

(様式－6)

成果の確実性③ <テレビCM制作実績>

令和5年度から令和7年度に制作した住宅・不動産のテレビCM概要を記載する。

	制作タイトル（概要）	秒数
1		15秒・30秒・両方
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

※1 具体の制作タイトルの記載が困難な場合は「○○関係（例：飲食関係）」等の表現で可とする。

※2 令和5年度～7年度10月24日までの制作実績を対象とし、受注見込みは含めないこと。

(様式－7)

成果の確実性④ <主な広告媒体実績>

令和5年度から令和7年度までにおける住宅・不動産の広告媒体取扱実績を記載する。

広告種類	実施時期 (年度)	契約先	業務内容	金額（百万円）
テレビCM				
ラジオCM				
インター ネット広告				
交通広告				
新聞広告				
モデル ルーム設営				

※1 様式4に記載する実績と同業務の記載は可とする。

※2 具体の事例を画像などで端的に示す資料を添付すること。

※3 令和5年度～7年度10月24日までの取扱実績を対象とし、受注見込みは含めないこと。

(様式－8)

成果の確実性⑤ <店舗デザインおよび改修実績>

令和5年度から令和7年度までにおける単年度あたりで受注し、完了した顧客対面方式の有人店舗のデザイン、改修工事等実施経験を記載する。

実施時期	契約先	店舗数	業務内容

※1 5件まで記載すること。6件以上ある場合は本様式をコピー等して作成すること。

※2 具体の事例を画像などで端的に示す資料を添付すること。

※3 令和5年度～7年度10月24日までの取扱実績を対象とし、受注見込みは含めないこと。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【該当・該当しない】

- 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【該当・該当しない】

- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【該当・該当しない】

- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【該当・該当しない】

- 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【該当・該当しない】

- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【該当・該当しない】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【該当・該当しない】

3 若者雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。

【該当・該当しない】

(様式-10)

質問書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

(提出者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名 ※ 1

(作成者) 担当部署

氏 名 ※ 2

電話番号

FAX

業務名称：「UR 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）」
に係る企画提案競技説明書について、次のとおり質問します。

質問事項

質問がない場合は、提出不要。

- ※ 1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
- ※ 2 連絡先（電話番号）1：
連絡先（電話番号）2：
- ※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名)

印

秘密保持に関する確約書

当社は、「UR 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8~12年度）」の企画提案競技（以下「本企画提案競技」という）に係る企画提案競技説明書及び業務説明書（以下「本資料等」という）として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことと確約します。

第1条（秘密情報）

本確約書における秘密情報とは、本資料等として貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わないすべての情報をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定義される個人情報を除き、本確約書における秘密情報として扱わないものとします。

- 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
 - 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
 - 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報
- 3 当社は、本確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本企画提案競技について検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取扱うこととし、本確約書に記載の各条項に従います。

第2条（本資料等の開示）

当社は、本資料等を配布又は閲覧の方法により貴機構から開示を受けることとします。

2 当社は、本資料等を閲覧の方法により開示を受ける場合は、貴機構と合意の日時及び場所において閲覧します。

第3条（目的外利用の禁止）

当社は、秘密情報を本企画提案競技にかかる検討に使用する（企画提案書の作成を含む。以下同じ。）目的以外に一切利用しません。

第4条（秘密保持義務）

当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

- 2 当社は、本企画提案競技に携わる従業員（以下「従業員」という）に対してのみに秘密情報を開示します。この場合において、当社は従業員に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 3 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は遗漏せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 4 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役及び執行役員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、その在職中か退職後か、又は顧問契約の期間中か期間後かを問わず、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 6 第3項の規定にかかわらず、当社は、裁判所又は公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受けた場合は、当該裁判所又は公的機関に対して秘密情報を開示する場合があります。この場合において、開示を命じられた場合又は照会を受けた場合には貴機構に通知を行い、情報の秘密が保持される最善の努力をした上で開示等を行います。
- 7 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認及び調査を求められた場合には、これに協力します。

第5条（事故時の対応）

当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」という）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

- 2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します

第6条（秘密情報の返還等）

当社は、次条に定める本確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報を返還又は破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、直ちに

貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄した場合には、破棄が完了したことを証する書面を貴機構に提出します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の承諾を得た上で、本確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

第7条（本確約書の有効期間）

本確約書の有効期間は、本確約書の差入日から令和13年4月30日までとします。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を本確約書の有効期間とします。

第8条（秘密保持の期間）

前条の規定にかかわらず、本確約書の前2条を除く規定は、本確約書の有効期間終了後も有効に存続するものとします。

第9条（損害賠償）

当社が貴機構に対して損害を及ぼした場合において、本確約書に定める各条項に違反していないと認められない限り、当社はその損害を賠償します。

第10条（管轄裁判所）

当社は、本確約書に関する紛争について、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

企画提案提出書類一覧

商号又は名称：_____

- 1 下表は、企画提案に際し、必要となる書類です。企画提案書提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、企画提案書提出時にご提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

業務名	UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）				機構 使用 欄
項目番号	書類名称等	様式番号	提出部数	備考	
1	企画提案書（頭紙）	12	1部		
2	企画提案書 ①中長期ブランドプロモーション ②認知好感形成プロモーション ③入居促進プロモーション ④効果検証	—	15部	企画提案競技説明書5（3）①参照	
3	書類審査資料	価格競争力－テレビCM	13	1部	企画提案競技説明書5（3）②参照
4		価格競争力－ラジオ広告	14	1部	
5		価格競争力－交通広告等	15	1部	
6		価格競争力－インターネット広告	16	1部	
7		価格競争力－折込チラシ	17	1部	
8	参考見積書	18	1部	企画提案競技説明書5（3）③参照	

【提出書類作成における注意事項】

- ※ 企画提案競技説明書に様式が添付されている場合は、当該添付様式を使用すること。
また、添付様式を改めて作成する場合は、記載の字句等について省略・変更等しないこと。
- ※ 様式12～様式18は、企画提案者名を記載し、企画提案書のみ企画提案者名を記載しないこと。

企画提案書

業務名称 U R 賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和 8 ~ 12 年度）

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

提出者)	住所
	商号又は名称
	代表者氏名
	印※ 1
作成者)	担当部署
	氏名
	電話番号
	F A X
	メールアドレス

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※3 連絡先（メールアドレス）1：

連絡先（メールアドレス）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

※3 連絡先は、本件責任者及び担当者の電子メールアドレスを記載。本件責任者及び担当者が固有のメールアドレスを使用していない場合は、会社（部署等）の電子メールアドレスでも可。

< 價格競争力ーテレビCM >

商号又は名称担当者氏名

令和8年度におけるテレビCMの出稿について、以下に想定する条件で施策を行う際のGRP単価に対する割引率及び割引額を記載すること。今回記載した割引率は、通年のテレビCM出稿の基本割引率として適用する。

■想定条件及び割引率

- | | |
|----------|---|
| 1 出稿期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| 2 対象テレビ局 | 関東・関西・中部・九州・北海道の圏域における地上波テレビ局
25局及びBSデジタル放送局5局 |

NTV、TBS、CX、EX、TX / YTV、MBS、KTV、ABC、TV
O/ CTV、CBC、THK、NBN、TVA / FBS、RKB、TNC、K
BC、TVQ / STV、HBC、UHB、HTB、TVH / BS日テレ、B
S朝日、BS-TBS、BSジャパン、BSフジ

- | | |
|-------------|----------|
| 3 秒数 | 15秒、30秒 |
| 4 ターゲット | F1・M1 |
| 5 取り方・時間帯 | 全日 6～26時 |
| 6 出稿媒体・出稿金額 | |

出稿媒体	想定出稿金額（千円） …①	割引率 …②	割引額（円） …①×②
(記入例)	500,000千円	10.0 %	50,000千円
テレビCM出稿 <タイム枠>	360,000千円	%	千円
テレビCM出稿 <スポット枠>	640,000千円	%	千円
合 計	1,000,000千円	—	千円

- ※1 上記想定出稿媒体及び金額は、発注を確約するものではない。
- ※2 上記金額は税抜きで媒体費のみとし、制作費、管理費、経費等は含まないものとする。
- ※3 平均割引率は小数点以下第1位まで記載すること。
- ※4 割引額の合計額にて順位付けを行う。
- ※5 「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書」に記載する実施期間において、契約締結の際に提出する見積書については、原則この様式で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。

以上

(様式-14)

< 價格競争力ーラジオ広告 >

商号又は名称

担当者氏名

令和8年度におけるラジオ広告の出稿について、以下に想定する施策を行う際の想定出稿金額に対する割引率及び割引額を記載すること。今回記載した割引率は、通年のラジオ広告出稿の基本割引率として適用する。

■想定条件及び割引率

- 1 出稿期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
2 対象ラジオ局 関東・関西・中部・九州・北海道の圏域における以下22局

J-WAVE、FM802、ZIP-FM、CROSS FM、FMノースウェーブ／FM東京、エフエム大阪、エフエム愛知、エフエム福岡、エフエム北海道／文化放送、ニッポン放送、ラジオ大阪、東海ラジオ、KBCラジオ、STVラジオ／TBSラジオ、ABCラジオ、MBスラジオ、CBCラジオ、RKBラジオ、HBCラジオ

3 出稿媒体・出稿金額

出稿媒体	想定出稿金額 …①	割引率 …②	割引額（円） …①×②
(記入例)	200,000千円	10.0 %	20,000千円
ラジオCM出稿<タイム枠>	177,000千円	%	千円
合 計	177,000千円	%	千円

- ※1 上記想定出稿媒体及び金額は、発注を確約するものではない。
※2 上記金額は税抜きで媒体費のみとし、制作費、管理費、経費等は含まないものとする。
※3 平均割引率は小数点以下第1位まで記載すること。
※4 割引額の合計額にて順位付けを行う。
※5 「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書」に記載する実施期間において、契約締結の際に提出する見積書については、原則この様式で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。

以 上

< 價格競争力－交通広告等 >

商号又は名称担当者氏名

令和8年度における交通広告等について、以下に想定する施策を行う際のそれぞれの想定出稿金額に対する割引率及び割引後の料金を記載すること。今回記載した割引率は、通年の各交通広告等出稿の基本割引率として適用する。

■想定条件及び割引率

1 出稿期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 出稿媒体・出稿金額

出稿媒体	想定出稿 金額（千円）… ①	割引率 …②	割引額（円） …①×②
(記入例)	1,000 千円	20.0%	200 千円
車両広告（中づり・まど上・車内 ビジョン等）	58,000 千円	%	円
駅広告（駅構内ビジョン・駅貼り ポスター・デジタルサイネージ 等）	52,000 千円	%	円
屋外広告（屋外ビジョン、バス停 広告等）	58,00 千円	%	円
合 計	115,800 千円	%	円

※1 上記想定出稿媒体及び金額は、発注を確約するものではない。

※2 上記金額は税抜きで媒体費のみとし、制作費、管理費、経費等は含まないものとする。

※3 割引額の合計額にて順位付けを行う。

※4 平均割引率は小数点以下第1位まで記載すること。

※5 「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書」に記載する実施期間において、契約締結の際に提出する見積書については、原則この様式で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。

※6 媒体社が提示している初回割引、セット割引、複数年割引は上記割引率に含まない。

< 價格競争力ーインターネット広告 >

商号又は名称担当者氏名

令和8年度におけるインターネット広告の出稿について、以下に想定する金額で施策を行う際の想定出稿金額に対する割引率及び割引額を記載すること。今回記載した割引率は、通年のインターネット出稿の基本割引率として適用する。

■想定条件及び割引率

1 出稿期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 出稿媒体・出稿金額

出稿媒体	想定出稿金額 (千円) …①	割引率 …②	割引額(千円) …①×②
(記入例)	10,000 千円	10.0%	1,000 千円
• Google 広告 (リスティング) • Yahoo!検索広告 (リスティング) • MSA 検索広告 (リスティング) • Google ディスプレイネットワーク (GDN) • Google リマーケティング • Google オーディエンス拡張 • Yahoo!ディスプレイ広告運用型 • Yahoo!ディスプレイ広告アクションユーザー • Criteo ダイナミックリターゲティング広告 • Meta 広告 (Facebook、Instagram) • Youtube 広告 (VVC, バンパー広告) • LINE Ad Platform • X プロモ広告 • outbrain アウトブレインネットワーク • Logly • Abema Demographic Light • TVer キャッチアップ広告 • All About プライムアドネットワーク等	9,700,000 千円	%	円
合計	970,000 千 円		円

※1 上記想定出稿媒体及び金額は、発注を確約するものではない。

- ※2 上記金額は税抜きで媒体費のみとし、制作費、管理費及び経費等は含まないものとする。
- ※3 割引額の合計額にて順位付けを行う。
- ※4 平均割引率は小数点以下第1位まで記載すること。
- ※5 「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書」に記載する実施期間において、契約締結の際に提出する見積書については、原則この様式で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。

以 上

(様式-17)

< 價格競争力ー折込チラシ >

商号又は名称

担当者氏名

令和8年度におけるチラシの折込について、以下に想定する金額で施策を行う際のそれぞれ想定折込金額に対する値引率及び割引額を記載すること。今回記載した割引率は、通年のチラシの折込料金の基本割引率として適用する。

■想定条件及び割引率

- 1 折込期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 2 折込金額

	記入例	東京都23区	東京都市部
想定折込金額（定価）①	2,000千円	2,000千円	2,000千円
値引率②	10.0%	%	%
定価に対する割引額（円） ③=①×②	200,000円	円	円

	千葉	神奈川	埼玉	北海道
想定折込金額（定価）①	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円
値引率②	%	%	%	%
定価に対する割引額（円） ③=①×②	円	円	円	円

	中部	大阪	兵庫	京奈
想定折込金額（定価）①	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円
値引率②	%	%	%	%
定価に対する割引額（円） ③=①×②	円	円	円	円

	西日本遠隔地	九州	合計
想定折込金額（定価）①	300千円	2,000千円	22,600千円
値引率②	%	%	- %
定価に対する割引額（円） ③=①×②	円	円	円

- ※1 上記想定折込金額は、北海道・中部、西日本遠隔地については昨年度実績をベースとし、それ以外のエリアは北海道及び中部の実績と同水準とした想定金額であり、発注を確約するものではない。
- ※2 上記金額は税抜きで折込費用のみとし、制作費、印刷費及び経費等は含まないものとする。
- ※3 割引額の合計額にて順位付けを行う。
- ※4 平均割引率は小数点以下第1位まで記載すること。
- ※5 「UR賃貸住宅団地入居促進活動に係る広告宣伝等業務（令和8～12年度）に関する覚書」に記載する実施期間において、契約締結の際に提出する見積書については、原則この様式で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。

以 上

参考見積書

独立行政法人都市再生機構 御中

社名 株式会社 ○○○○

下記の通り御見積り申し上げます。

大カテゴリ	中カテゴリ	小カテゴリ	実施内容(詳細があれば記入)	単価	数量	割引率	金額	備考
中長期ブランドプロモーション	ブランド構築	コンサルティング	記入例)事業メッセージ策定	5,000,000	1	式	¥5,000,000	記入例のため、作成時に削除すること
	ブランド構築	クリエイティブ制作	記入例)新口制作	5,000,000	1	式	¥5,000,000	記入例のため、作成時に削除すること
「大カテゴリ」「中カテゴリ」「小カテゴリ」はドロップダウンリストより選択								

【備考】

- *1 参考見積書の提出は各年度2枚までとする
 - *2 項目別明細(業務内容に即した取扱を記載)、消費税、合計金額を明記
 - *3 様式13-17で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。
 - *4 業務説明書(案)2(6)営業店舗の設計等業務に係る費用は、各企画提案者一律で27百万円(税抜・令和6年度実績)を見込むこと。
 - *5 業務説明書(案)2(7)営業店舗において使用する入居促進ツール等の制作業務に係る費用は、各企画提案者一律で160百万円(税抜・令和6年度実績)を見込むこと。
 - *6 業務説明書(案)2(8)新規UR賃貸住宅の入居促進に資するプロモーション等の実施に係る費用は含まれないものとする。
 - *7 エレベーターリフト料金(単価)、税(7%内税)、面積(㎡)×(料金/㎡)、テレCM(契約料の10%)、ランコムCM(契約料の2%)、グラフィック(契約料の5%)の各製作に係るロイヤリティ+製作費に今後こととす

参考見積書

独立行政法人都市再生機構 御中

社名 株式会社 ○○○○

下記の通り御見積り申し上げます。

【備考】

- *1 参考見構造書の提出は各年次2枚まとめてする。
*2 项目別明細(業務内容に即した内容を記載)、消費税、合計金額を明記。
*3 様式13-17で提案された想定出稿金額に対する割引率以上を記載すること。
*4 業務説明書(案)2(6)「業店舗の運営等業務に係る費用は、各企画提案者一律で27百万円(税抜、令和6年度実績)を見込むこと。」
*5 業務説明書(案)2(7)「業店舗において使用する入居促進ツール等の制作業務に係る費用は、各企画提案者一律で160百万円(税抜、令和6年度実績)を見込むこと。」
*6 業務説明書(案)2(8)「新規不賃住宅団地開拓に資するプロモーション等の実施に係る費用は含まれないものとする。」
*7 タレル・契約料(税込)一律6,000円(税込・面積ごとに1枚)、テレルCM(契約料の10%)、ラジオCM(契約料の3%)、グラフィック(契約料の5%)の各制作に係るロイヤリティ料は制作費に今後こことそろ